

「早見表：着色料」を使うにあたって

1. はじめに

着色料は、食品に着色する目的で使用される食品添加物である。国・地域により、使用基準等の規制は異なるため、国・地域を特定して個別に確認することが重要である。

2. 定義

着色料の定義を表1にまとめた。

表1. 着色料の定義

国・地域	定義（説明文）	出典
日本	食品に色を付与する添加物。	－
米国	色安定剤、色固定剤、色保持剤などを含む、食品の色や色合いを付与、保存、または強化するために使用される物質。	21CFR § 170.3(o)(4)
EU (含 UK)	食品に色を加えるか復元する物質で、食品の天然成分や、通常はそのまま食品として消費されず、食品の特徴成分としても通常使用されない天然源が含まれる。	Regulation (EC) No 1333/2008, Annex I
中国	食品に色を与え、食品の色を改善する物質。	GB2760-2014、付録 D
韓国	食品に色を加えたり復元したりする食品添加物。	FOOD ADDITIVES CODE, I. 2(22)
台湾	食品を着色する物質。	食品添加物手冊
香港	食品をより魅力的に見せ、食品の加工中に失われた色を補う目的、異なる生産バッチ間の一貫性を維持する目的で使用される物質。	香港教育局資料
シンガポール	食品に添加または適用すると、その食品に色を与えることができる物質。	Food Regulations 20
タイ	食品に色を加えるまたは復元する食品添加物。	コーデックスに準拠
ベトナム	食品に色を加えるまたは復元する食品添加物。	コーデックスに準拠
豪州	食品に色を加えるか復元する。	Australia New Zealand Food Standards Code – Schedule 14 –
コーデックス	食品に色を加えるまたは復元する食品添加物。	CAC/GL 36-1989

3. 名称と分類について

英名は、各国の法規に記載されている食品添加物の名称を記載している。法規に別名が記載されている場合は、別名も記載している。

4. 使用基準について

使用基準、すなわち、食品添加物・香料の使用が認められている食品と認められている使用量は国・地域ごとに異なるので、必ず、確認しなければならない。

国際規格と日本とでは、表2のように異なっており、日本は比較的使用基準の制限は少ないが、EU、中国、国際規格に準拠しているタイ、ベトナムは、細かく使用基準を規定している。

表2. 国際規格と日本の使用基準の違い

項目	GSFA (食品添加物国際規格)	日本(食衛法)
用途	技術的に正当と認められた機能 (GSFAの表1表2) でのみ使用可	使用基準に制限記載がなければ用途に制限はない
対象食品	リストに明記された食品分類 (GSFAの表1表2) でのみ使用可	使用基準に記載がなければ対象食品に制限はない
最大使用量	食品分類毎に最大使用量 (GSFAの表1表2) を規定	使用基準に記載がなければ使用量の上限に制限はない

5. 機能と用途

同一物質でも用途・機能が国・地域によって異なるので、8. 機能分類表を確認いただきたい。

6. 基原原料について

成分規格に基原 (何から製造されているか) が記載されている場合は、記載されている基原から製造された食品添加物以外は使用できない。

7. その他の注意点など

品目、国によっては、食品添加物ではなく、香料として認められている場合がある。

・米国

成分規格は有償の Food Chemical Codex に収載されており、有償情報は早見表には収載できない。そのため、CFR21 に記載されている範囲でのみ早見表に記載している。

米国には、着色料の認証制度があり、認証免除の着色料もあるが、認証が必要とされている着色料については、認証を受けたバッチの着色料しか使用できない。

<https://www.fda.gov/industry/color-certification/color-certification-faqs#:~:text=the%20United%20States.-,How%20to%20Make%20Sure%20Certifiable%20Color%20Additives%20Are%20From%20a,the%20FDA%20certification%20lot%20number>

・香港

食品添加物は、公衆衛生市政条例（第 132H 章・U 章・W 章・BD 章）に規定されているが、着色料、甘味料、固化剤・pH 調整剤・乳化剤・安定剤・増粘剤、酸化防止剤・保存料に限られており、乳化剤・調味料・安定剤・増粘剤等はすべてがリストされているわけではない。香港では食品添加物に INS 番号を表示する必要があるが、法規に食品添加物と INS 番号のリストが載っているが、「この表にある全ての添加物が香港で認められているとは限らない」旨記載されている。第 132H 章に明記されていない着色料は、早見表では、×としているが、INS 番号のある食品添加物については、認められる可能性があるため、香港当局（e-mail：enquiries@fehd.gov.hk）に、所定の情報を添えて、問い合わせるとよい。10 日以内に応答するとある。

https://www.cfs.gov.hk/english/faq/faq_02.html

成分規格はないが、JECFA 規格、中国規格を参照する可能性がある。

・タイ、シンガポール、豪州

成分規格がなく、JECFA、FEMA、US、EU 等の規格を参照しているので、早見表ではこれらの規格を収載している。

・ベトナム

成分規格は、機能分類毎に QCVN 4-に公開されているが、公開されていない添加物がある。規格がない場合、JECFA 規格が適用される可能性がある。

以上